

新見市プレミアム付商品券特定事業者募集要項

令和元年10月から使用できる市内共通のプレミアム付商品券発行に当たり、商品券を取り扱っていただける取扱店舗（以下「特定事業者」という。）を募集しますので、以下の事業概要、募集内容をご確認のうえ、積極的なご参加をお願いします。

1 新見市プレミアム付商品券事業概要

- (1) 名称：新見市プレミアム付商品券
- (2) 発行者：新見市
- (3) 発行額面：500円（予定）
- (4) 販売価格：額面500円の商品券10枚綴1冊を、4,000円で販売
- (5) 購入対象者
 - ① 令和元年度市民税非課税者
（市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者を除く）
 - ② 3歳未満の子が属する世帯の世帯主
- (6) 購入限度額：20,000円（5冊、額面25,000円）まで購入可能
（子育て世帯は、商品券額面25,000円×3歳未満の子の数）
- (7) 有効期間：令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（金）

2 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 換金性の高い商品（商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、収入印紙、プリペイドカード等）
- (2) 国・地方公共団体等への公共料金の支払い
- (3) たばこ
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 土地購入、家屋購入、家賃・地代、駐車料等の不動産に係る支払い
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業にかかるもの
- (7) その他新見市が指定するもの

3 特定事業者の募集について

- (1) 登録資格
 - ① 新見市内に事業所、店舗を有する事業者とする。
 - ② 次の事業者は除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
 - イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ウ 上記（2 商品券の利用対象とならないもの）に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
 - エ 代表者等が新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

- (2) 登録料：なし
- (3) 募集期間：令和元年8月1日（木）～令和元年8月30日（金）
- (4) 登録方法
特定事業者登録希望者は、本要項に同意した上で、「新見市プレミアム付商品券特定事業者申込書」に必要事項を記入し、市役所本庁舎2階商工観光課に持参、または郵送、FAXにて提出してください。
- (5) 申込先
新見市役所プレミアム付商品券対策室
住所：〒718-8501 新見市新見310番地3（本庁舎2階商工観光課）
電話：72-6137 / FAX：72-6181
- (6) 特定事業者のPRについて
 - ① 後日、店舗に掲示していただくポスターを配付します。
 - ② 特定事業者一覧チラシを作成し、商品券購入希望者に配付します。

4 取扱店の責務

- (1) 特定事業者は利用できる店であることが明確になるよう、新見市が配付する特定事業者表示ポスターを利用者に分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が利用される商品券について、偽造でないかの確認をしてください。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに新見市プレミアム付商品券対策室へ報告してください。
- (3) 回収した商品券を換金することなく他の特定事業者で使用しないでください。
- (4) 登録された事業者は特定事業者一覧表に記載することを承諾してください。
- (5) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

5 換金手続きについて

市内の各金融機関において行えるよう調整中です。（決まり次第新見市ホームページに換金方法及び換金可能な金融機関を掲載します。）

6 その他留意事項

- (1) 商品券の取扱いは特定事業者に限定します。
- (2) 本商品券は、つり銭支払いは行いません。（商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないでください。）
- (3) 利用期間の過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (4) 盗難・紛失または滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。